

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ 一

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

()

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

()

二

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十八号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十八の項第五号中「第二十条第三項第七号」を「第二十条第三項第八号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

岐阜県訓令甲第二十一号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める

平成二十二年七月一日

岐阜県公報

号外

毎週

(火曜日
金曜日)

発行

(休日
に当たる
ときは翌日)

平成二十二年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三地球環境課の表十五の項部長専決事項の欄第二号中「及び公園事業に係る審議会への諮問」を「に係る関係市町村及び審議会からの意見の聴取」に改め、同欄第三号中「及び公園事業の廃止及び変更に係る審議会への諮問及び決定」を「の廃止及び変更に係る関係市町村及び審議会からの意見の聴取並びに決定」に改め、同欄中第七号から第十号までを削り、第六号を第十一号とし、第五号を第十号とし、同号の前に次の四号を加える。

6 条例第八条第六項の公園事業の認可事項の変更に係る承認及び同条第十項の条件の付加

7 条例第八条の二の改善命令

8 条例第八条の五第三項の公園事業の執行の認可の取消し

9 条例第八条の六の原状回復等の命令

別表第三地球環境課の表十五の項部長専決事項の欄第四号中「第八条第二項」を「第八条第三項」に、「規則第十条」を「同条第十項」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第三号の次に次の一号を加える。

4 条例第七条の二第一項の公園事業に係る審議会からの意見の聴取及び決定並びに同条第二項の公示（これらの規定を同条第三項で準用する場合を含む。）

附則

この訓令は、平成二十二年七月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十二号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県現地地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表三十四の項所長決裁事項の欄第三号中「第二十条第三項第七号」を「第二十条第三項第八号」に改める。

附則

この訓令は、平成二十二年七月一日から施行する。

平成二十二年七月一日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ
ビー・アール・テクノセンター